

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第12号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所及び繰り下げる時間並びに開く時刻は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 大 高 勝 利

場 所	繰り下げる時間	開く時刻
花島コミュニティセンター 2階 多目的室	0時間30分	午前9時00分